

患者様へのご案内 医療法人 万成病院

万成病院・老人保健施設岡山リハビリテーションホーム、通所リハビリ・訪問看護ステーション 岡山川・ケアステーション、多機能型事業所ひまわり・しらゆりホーム/ひまわりホーム における書面掲示事項

医療情報取得加算（病院）

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定いたします。

訪問看護 DX 情報活用加算（訪問看護）

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い在宅や訪問看護等を実施するための十分な情報を取得及び活用することにより、質の高い医療の提供に努めている訪問看護ステーション（訪問看護 DX 情報活用加算の算定訪問看護施設）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定いたします。

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料発行しております。なお、明細書には使用された医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

後発医薬品使用体制加算（病院）

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

通院・在宅精神療法

- (1) 患者ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行っていること。
- (2) 障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っていること。
- (3) 介護保険に係る相談を行っていること。
- (4) 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員からの相談に適切に対応すること。
- (5) 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っていること。
- (6) 精神科病院等に入院していた患者の退院後支援を行っていること。
- (7) 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っていること。
- (8) 健康相談、予防接種に係る相談を行っていること。
- (9) 可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を抑えていること。

保険外負担に関する事項

当院では、特別療養環境室料、診断書・証明書作成料、その他療養の給付とは直接関係のないサービスにつきまして、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の「保険外負担金一覧」「差額室料料金及び設備一覧」をご参照ください。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は、一切認められていません。

後発医薬品がある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

後発医薬品がある先発医薬品（以下、「長期収載品」という。）の選定療養費とは、令和6年度診療報酬改定により令和6年10月1日から導入される制度です。患者様のご希望により、長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を選定療養費として患者様にご負担いただきます。

○対象となる医薬品

- ・ 外来患者様の院内処方・院外処方
- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置き換え率が50%以上を超える長期収載品

○対象外になる医薬品

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ・ 流通の問題などにより後発医薬品の提供が困難な場合

- ・ バイオ医薬品

○自己負担額について

- ・ 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1（別途、消費税が加算されます。）

※ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。

※詳しくは厚生労働省【[後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について](#)】をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

当院の歯科では、口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、院内感染防止対策を講じています。

歯科外来診療医療安全対策加算1

当院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

- ・ 医療安全管理、医薬品業務手順等、医療安全対策に係わる指針等の策定
- ・ 医療安全対策に係わる研修の受講ならびに従業者への研修の実施
- ・ 安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置

設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置

- ・ 緊急時に対応できるよう、医科医療機関との連携

2024年10月1日

医療法人 万成病院 理事長 小林 建太郎